

行政機関等における歯科保健事業

実施主体	項目	ページ数
米子保健所	デンタルプロフェッショナル派遣事業	P1
	地域における歯周疾患検診促進パイロット事業	P2
	口腔機能向上に係る多職種連携票運用事業	P3
鳥取県長寿社会課	高齢者施設における口腔機能向上推進事業	P4～P5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度健康診査支援事業 (歯科健康診査分)	P6～P7

デンタルプロフェッショナル派遣事業(学齢期の歯科保健対策)の概要

1 目的

「鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例」の趣旨により、幼児期から学齢期にかけての乳歯の萌出、永久歯の形成・萌出、顎の発育、むし歯、歯肉炎予防等、生涯の歯と口腔の健康づくりを推進していくために学校を対象に歯科保健指導等を行う。また、学校における歯科保健対策の課題等を検討する体制づくりの強化推進を図る。

2 事業内容

(1) コース別対象者

- ①むし歯予防コース：県内小学校低学年、保護者、学校歯科保健関係者等
- ②歯肉炎予防コース：県内小学校高学年又は中学校生徒、保護者、学校歯科保健関係者等

(2) 実施内容

- モデル校の選定
- モデル校関係者による検討会等の開催（歯科検診結果の分析、課題等の検討）
- 児童・生徒等を対象に歯科保健教育等の実施
（むし歯リスク検査、歯垢染め出し、歯磨き指導、歯周病だ液検査、歯科健康教育等）
- 活動報告会の開催（実施モデル校における活動報告等の実施）

※R6年度

- モデル校 希望校なし

※R7年度

- モデル校 希望校なし

令和7年度実施に向け、各学校の歯科保健取組現状把握を各市町村教育委員会へ照会予定。

→歯科保健取組未実施学校へ当事業活用を提案する。

(3) その他

- 学校歯科医との連携協力を得て実施するものとする。
- 実施機関は管内の実情に合わせて実施するものとする。

(4) 報告

鳥取市保健所、倉吉保健所及び米子保健所は、事業終了時に実施状況を健康政策課長に報告。

3 実施主体 鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所

4 令和7年度の変更点

現段階では変更点なし。

地域における歯周疾患検診促進パイロット事業の概要

1 目的

「鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、総合的な歯科保健対策を推進することで、むし歯や歯周病等歯科疾患有病率の一層の低下を図り、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2 事業内容

40歳以上の県民8割が罹患している歯周病罹患率の減少のために、事業所等の歯科保健対策の強化を図る。また、企業健診や住民健診に併せて、歯周病スクリーニングや歯科保健指導を導入し、歯周病の一次予防を促進する。

(1) パイロット市町村の選定

市町村（健診、各種教室、食生活改善推進員養成講座等）

（地域：2市町村×3圏域×2回程度）

（市町村対象）

※R6年度 米子市、日南町、大山町（予定）

※R7年度 希望市町村へ実施

（R6年度から事業所対象は廃止）

(2) 生活歯援プログラムの実施（事前・事後）

歯みがき、フロス・歯間ブラシの使用、間食回数、よく噛む習慣、歯科受診状況等の20項目から歯周病リスク判定を行い、生活習慣改善の歯科保健指導、受診勧奨を実施。

また、希望に応じて歯科検診、歯周病だ液検査を実施

(3) 歯科保健行動変容の把握、効果分析

② のプログラムを事前と事後の2回実施し、歯周病予防のための行動変容について検討する。

(4) 報告

各保健所は、事業終了時に実施状況を別紙様式にとりまとめ健康政策課長に報告する。

3 実施主体 鳥取市保健所、倉吉保健所、米子保健所

4 令和6年度の変更点

現段階では変更点なし。

高齢者施設における口腔機能向上推進事業

資料 6

令和6年10月15日
鳥取県長寿社会課

1 目的

高齢者に対する歯科保健対策については、介護予防、要介護高齢者の重度化防止の観点からその重要性は増しているところであるが、高齢者施設等においては、その重要性は認識していながらも専門知識を持った職員がいない等の理由により、入所者に対する口腔機能向上の取組が進みにくい現状がある。

本事業の実施により、日頃、定期的に歯科保健医療サービスを受ける機会の少ない施設入所の高齢者を対象に口腔の健康の保持増進を図ることにより、要介護高齢者の重度化防止や、元気な高齢者の介護予防に寄与することを目指す。

「鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例」により関連施策の充実が求められていることから、鳥取県歯科医師会と連携（委託）し、高齢者の口腔の健康の保持増進及び高齢者施設の意識改善・知識向上を図る。

2 実施内容

区 分	摘 要
ア) 連絡調整会議の開催	具体の事業内容の検討にあたり、関係者（歯科専門職・高齢者施設・行政等）で組織する連絡調整会議を開催。（施設の所在地区で各1回）
イ) 口腔健診の実施	高齢者施設へ歯科医師及び歯科衛生士を派遣して口腔健診を実施。（5施設程度） ・主に歯科保健医療サービスを受ける機会の少ない施設入所の高齢者に対して実施。 ・1施設歯科医師1～2名、歯科衛生士1～2名を派遣（受診者数により可変あり） <主な健診内容> 歯周病健診、口腔機能健診
ウ) 健診終了後のフォロー	口腔健診を実施した施設に対し、歯科衛生士を派遣し、訪問診療を行う歯科医療機関の紹介や、口腔ケアや口腔衛生指導を実施。（口腔健診実施施設各1回）
エ) 高齢者施設と協力歯科医のマッチング	健診後、要治療者と要フォロー者に分けて要フォロー者を歯科衛生士が何回か施設に訪問し管理していく。月2回程度のペースを予定。（要治療者に関しては、保険診療を行ってもらう。） ・（ウ）施設から3施設程度、モデル施設に手挙げしてもらう。 ・歯科衛生士のフォロー後、協力歯科医へバトンタッチし、その後は施設と協力歯科医で継続して管理を行う。口腔衛生管理加算を算定可能な体制に整える。
オ) 高齢者施設職員等に対する講習会	歯科疾患の予防や口腔機能の低下予防のための普及啓発のため、施設職員等に対する講習会等を開催。 ・（エ）施設の取組事例発表を行い、講習会参加者の意識啓発を図る。

※（エ）高齢者施設と歯科医師のマッチングは、平成29年度からの取組。平成28年度までの（イ）口腔健診の実施（及び（ウ）フォロー）だけでは、高齢者施設の口腔ケアの意識向上が図れなかった（健診を受けて終わりになっていた）ため、本事業における口腔健診が終了した後も、高齢者施設の口腔ケアの意識向上が図れるよう、高齢者施設と協力歯科医のマッチングを行った。

3 事業費 1, 181千円

4 これまでの実施状況 ※直近3か年を記載

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
委託期間	R5. 5. 29～R6. 2. 29 (実施計画 R5. 6. 15 付) (実績報告 R6. 3. 15 付)	R4. 6. 1～R5. 2. 28 (実施計画 R4. 7. 1 付) (実績報告 R5. 3. 20 付)	R3. 5. 28～R4. 2. 28 (実施計画 R3. 6. 18 付) (実績報告 R4. 3. 17 付)
委託料 確定額	435, 118 円	403, 390 円	662, 487 円
連絡 調整 会議	0 回 ※会議の開催に代えて、事業 所と協力歯科医に対し直接説 明を行った	0 回 ※会議の開催に代えて、事業 所と協力歯科医に対し直接説 明を行った	0 回 ※会議の開催に代えて、事業 所と協力歯科医に対し直接説 明を行った
口腔健 康診断	派遣施設 4 か所 (東部 0、中部 0、西部 4) 派遣した歯科医師 6 人 歯科衛生士 10 人 対象者計 111 人	派遣施設 2 か所 (東部 0、中部 0、西部 2) 派遣した歯科医師 4 人 歯科衛生士 6 人 対象者計 69 人	派遣施設 5 か所 (東部 1、中部 1、西部 3) 派遣した歯科医師 8 人 歯科衛生士 14 人 対象者計 160 人
健診後 フォロー	派遣施設 2 か所 (東部 0、中部 0、西部 2) 派遣した歯科医師 1 人 歯科衛生士 4 人 対象者 16 人 モデル施設においては、悪天 候(大雪)などによりうまく日 程が合わず、1 回の派遣で終了 した。	派遣施設 2 か所 (東部 0、中部 0、西部 2) 派遣した歯科衛生士 4 人 対象者 6 人 モデル施設においては、2 回歯 科衛生士を派遣。施設協力歯 科医とともに、口腔衛生管理 体制加算や口腔衛生管理加算 に繋がるようなきっかけづく りを行った。	派遣施設 3 か所 (東部 1、中部 1、西部 1) 派遣した歯科医師 1 人 歯科衛生士のべ 4 人 対象者 32 人 モデル施設においては、1 回歯 科医師を派遣。施設協力歯 科医とともに、口腔衛生管理体 制加算や口腔衛生管理加算に 繋がるようなきっかけづく りを行った。
施設職 員向け 講習会	1 回、参加者計 47 人 ※県下 1 回、オンライン開催	1 回、参加者計 97 人 ※県下 1 回、オンライン開催	1 回、参加者計 30 人 ※県下 1 回、オンライン開催 ※後日、講習会の動画をオン デマンド配信(1 週間)

5 今年度実施見込み(令和6年9月末時点)

東部：1 施設
中部：1 施設
西部：2 施設

6 来年度事業(案)

今年度と同様に事業実施見込み

令和6年10月24日
健康医療局医療・保険課

1 概要（歯科健康診査分）

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、平成28年度から歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする「歯科健康診査」を実施しており、県はこれに対し助成を行う。

（1）助成理由

広域連合による県歯科医師会との連携による歯科健康診査は、誤嚥性肺炎の予防につながるなど、結果として歯科のみでなく医療費の適正化全般に寄与する取組であり、積極的に支援する必要がある。

→被保険者の自己負担を助成し、歯科健診の受診率を高めることで、医療費の適正化につながり、また高齢者の誤嚥性肺炎による死亡率の低下に寄与する。

（2）助成内容

補助率 県1/3（国1/3、広域連合1/3）

（3）県予算額

ア 令和5年度実績：4,628千円（受診者数：2,277人 前年比：162人増）

イ 令和6年度当初予算：5,990千円

ウ 令和7年度当初予算

広域連合の実施計画に基づき、予算措置を行う。

（4）広報等

今年度は、6月13日に歯科健康診査事業について新聞広告を掲載。来年度も広報を実施するよう必要な手続きを行う予定。

2 参考

- 誤嚥性肺炎は、国民の死亡原因の第6位となっている。また、鳥取県の誤嚥性肺炎による死亡者数（令和5年）は年間で262人。（厚生労働省「令和5年人口動態統計月報年計（概数）の概況」）
- 高齢者の肺炎の70%以上が誤嚥に関係しているとされている。
- 口腔ケアを実施した場合、実施しなかった場合と比べ、誤嚥性肺炎の発症率はおよそ40%減少したという報告もあり、介護予防の視点からも、口腔機能を高める口腔ケアにより年間医療費が削減されることが期待できる。

○根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律

第125条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

令和6年度後期高齢者歯科健診事業計画（鳥取県後期高齢者医療広域連合）

1. 後期高齢者歯科健康診査事業

《事業の概要》

後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、歯・歯肉、口腔清掃や口腔機能状態等をチェックする歯科健康診査事業を実施する。

(1) 実施主体：広域連合

(2) 実施方法：県歯科医師会に事業委託

(3) 事業内容

○対象者：後期高齢者医療の被保険者（申込時点）〔受診対象外者：長期入院者、施設入所者、県外在住者など〕

○健診項目：問診・咀嚼能力評価・舌機能評価・嚥下機能評価・口腔内診査

○受診期間：令和6年6月1日～令和7年1月31日

○歯科健診実施医療機関：〔東部〕75医院　〔中部〕32医院　〔西部〕76医院

○委託料：受診者1人につき4,950円

4,950×3,000人（目標受診者数）＝14,850千円

○受診勧奨：フレイル・オーラルフレイルリスクのある被保険者、前年度歯科健診受診者に対して受診券を事前送付

発送月：令和6年5月末　発送件数：10,786件

○申請および受診状況（令和6年度10月1日現在）

個別申込593人、受診勧奨10,786人

受診者（7月末現在）1,000人（うち受診勧奨936人、勧奨無64人）

○財源：国庫補助金…補助対象経費の1/3　県補助金…補助対象経費の1/3